

筆界特定の申請書の様式・記載例

(情報番号1407 全7頁)

所有する土地と隣接する土地との筆界の位置が不明となった場合は、その土地の所有者は管轄する法務局又は地方法務局の筆界特定登記官に対して、筆界特定の申請をすることができます。

この場合の申請書の様式及びその記載例は、別紙のとおりです。御不明な点等がありましたら、最寄りの法務局又は地方法務局に御相談ください。

法務局・地方法務局からのお願い

申請書はA4の用紙を使用し、他の添付書類と共に左とじにして提出してください。紙質は長期間保存できる丈夫なもの(上質紙等)にしてください。

文字は、直接パソコン(ワープロ)を使用して入力するか、インク、黒色ボールペン、カーボン紙等で、はっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。

郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「筆界特定申請書在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。

様式の解説(別紙)

- (注1) 筆界特定の申請書を提出する年月日を記載します。
- (注2) 筆界特定の申請書を提出する法務局又は地方法務局の名称を記載します。
- (注3) 申請の趣旨においては、対象土地の筆界について筆界の特定を求めていることを明らかにしてください。
- (注4) 申請人の現在の氏名又は名称及び住所を記載してください。
この記載は、申請人が所有権の登記名義人又は表題部所有者(以下「登記上の所有者」といいます。)であるときは、登記事項証明書の記載と一致している必要があります。一致していないときは、登記事項証明書に記載された氏名若しくは名称又は住所から現在のものになっていることを証する書面の添付が必要です。
なお、申請人が対象土地の登記上の所有者の相続人その他の一般承継人であるときは、その旨と登記上の所有者の氏名又は名称及び住所を記載してください。また、申請人が一筆の土地の一部の所有権を取得した者であるときは、その旨を記載してください。
- (注5) 代理人が申請するときは、その代理人の氏名又は名称及び住所を記載してください。
- (注6) 代理人が土地家屋調査士等の資格者である場合は、その資格を記載してください。
- (注7) 代理人が申請するときは、代理人の印(認印)を押してください(本人が申請するときは、申請人の氏名の下に申請人の印(認印)を押します。)
- (注8) 申請書の記載事項等に補正すべき点がある場合に、法務局又は地方法務局の担当者から連絡するための連絡先を記載します。
- (注9) 添付書類があるときは、その表示にチェックしてください。
- (注10) 申請人が所有する土地及びその土地と特定を求める筆界で隣接している

他の土地（以下「対象土地」といいます。）について登記事項証明書の記載のとおり正確に記載してください。不動産番号を記載した場合は、土地の所在及び地番の記載を省略することができます。

- (注11) 関係土地（対象土地以外の土地であって、筆界特定の対象となる筆界上の点を含む土地）及び関係人（関係土地の登記上の所有者など）を記載してください。この例では、いずれの関係人がいずれの関係土地の登記上の所有者等であるかを示すため、関係土地とその土地の関係人とを併せて記載しています。
- (注12) 関係土地が表題登記がない土地であるときは、図面等によってその土地の所在を明らかにしてください。
- (注13) 対象土地について筆界特定を必要とする理由について、筆界特定の申請に至る経緯などの具体的事情を、できるだけ詳細に記載してください。
- (注14) 対象土地及び関係土地の状況について図面を利用するなどの方法により、具体的に記載してください。
- (注15) 筆界についての申請人の主張及びその根拠について、記載してください。
- (注16) 対象土地の登記上の所有者等である関係人の筆界についての主張を記載してください。
- (注17) 筆界確定訴訟が係属しているときは係属中の欄にチェックし、係属裁判所、事件番号、当事者を記載してください。
- (注18) 筆界特定の申請とともに意見又は資料を提出するときは、資料説明書を提出してください。
- (注19) 申請の際に申請手数料の正確な額を算出することができないときは、申請手数料欄を空欄にしておき、(注20)のとおり手数料の一部を仮に納付し、不足額を納付するときに、申請手数料額を書き込んでください。
- (注20) 申請の際に申請手数料の正確な額を算出することができないときは、差し当たり、申請手数料の一部を仮に納付し、筆界特定登記官から手数料額の通知がされた後、不足額を納付してください。
- (注21) 代理人が土地家屋調査士等の資格者である場合は、その資格を記載してください。
- (注22) 司法書士又は土地家屋調査士が代理人として申請書を作成したときは、その職印を押印してください。

(別紙)

筆界特定申請書

平成18年 月 日(注1)

法務局(注2) 筆界特定登記官 殿

申請の趣旨(注3)

後記1記載の甲地と乙地との筆界について、筆界の特定を求める。

申請人及び代理人の表示

申請人(注4) P市 町一丁目2番3号 甲野太郎

申請人代理人(注5) 市 町 丁目 番号

(注6) 法務春子(注7)

電話 000-0000-000(注8)

FAX 000-0000-000

筆界特定添付書面等の表示(注9)

資格証明書 代理権限証書 相続証明書

承継証明書 所有権(一部)取得証明書

氏名変更(更正)証明書 住所変更(更正)証明書

固定資産評価証明書 現地案内図

手数料計算書 その他()

1 対象土地及び対象土地に係る所有権登記名義人等の表示（注10）

甲地

不動産番号 1 2 3 4 5

所 在 P市 町一丁目

地 番 番の2

地 目 宅地

地 積 . 平米

所有権登記名義人等 P市 町一丁目 番6号

申請人 甲 野 太 郎

価 格 金 円

乙地

不動産番号 2 3 4 5 6

所 在 P市 町一丁目

地 番 番の3

地 目 宅地

地 積 . 平米

所有権登記名義人等 P市 町四丁目 番3号

関係人 乙 山 一 郎

（電話 111-1111-1111）

価 格 金 円

2 関係土地及び関係土地に係る所有権登記名義人等の表示（注11）

関係土地 1

不動産番号 （略）
所 在 （略）
地 番 （略）
地 目 （略）
地 積 （略）
所有権登記名義人等 （略）

関係土地 2

所 在 P市 町 番地先（別紙図面中斜線で示した部分）（注12）
所有権登記名義人等 （略）

3 筆界特定を必要とする理由（注13）

(1) 申請人は、甲地の所有権の登記名義人であり、甲地を自宅の敷地及び庭として利用している。

乙山一郎（以下「乙山」という。）は、乙地の所有権の登記名義人であり、乙地を貸駐車場として利用している。

(2) 乙地は、別紙図面（略）記載のとおり、甲地の西側隣接地であり、甲地と乙地との間にはフェンス（以下「本件フェンス」という。）が設置されている。

(3) 申請人は、平成17年8月ころ、甲地の一部を分筆して売却することを計画し、筆界の確認や測量を含む分筆手続一切を 土地家屋調査士（以下「調査士」という。）に依頼した。

(4) 調査士は、甲地と乙地との筆界（以下「本件筆界」という。）について、乙山に立会確認を依頼し、平成17年9月20日、申請人及び乙山の立会のもと、本件筆界の確認が行われた。

申請人及び 調査士は、本件フェンスのある位置（別紙図面のア点とイ点とを結んだ直線）が本件筆界であることの確認を求めたが、乙山は、本件フェンスから東側約30センチメートルの位置に本件フェンスに平行して存在するコンクリート基礎（別紙図面中のウ点とエ点を結んだ直線上にある。）が筆界の位置を示すものであると主張して筆界を確認することを拒否した。

<p>(5) その後、申請人又は 調査士が何度か乙山宅を訪問し、筆界の問題について話し合ったが、乙山は譲らず、乙山の主張を認めない限り、筆界の確認には応じない。</p> <p>このままでは、甲地の分筆ができず、当初の計画であった土地の売却も不可能となってしまう。そこで、本件筆界について、筆界特定の申請に及んだ次第である。</p> <p>(6) なお、本件筆界以外の甲地の筆界については、各隣接地の所有者との間で確認済みである。</p>
<p>4 対象土地及び関係土地の状況（注14）</p>
<p>別紙図面のとおり。</p>
<p>5 申請人が筆界として主張する線及びその根拠（注15）</p>
<p>(1) 申請人は、本件筆界は、甲地と乙地との間に設置されたフェンスの位置（別紙図面のア点とイ点を結んだ直線）にあると主張する。その理由は、以下のとおりである。</p> <p>(2) （以下略）</p>
<p>6 関係人の主張（注16）</p>
<p>乙山は、フェンスの東側30センチメートルの位置に存在するコンクリート基礎（別紙図面中のウ点とエ点を結んだ直線）が本件筆界の位置を示すものであると主張している。</p>
<p>7 筆界確定訴訟の有無（注17）</p>
<p>無 係属中（ 裁判所 事件番号 平成 年() 号 当事者の表示 原告 被告)</p>
<p>8 申請情報と併せて提供する意見又は資料（注18）</p>
<p>資料説明書記載のとおり。</p>

手数料印紙はり付け欄（収入印紙をはってください。）

手数料額 円（注19）

申請手数料仮納付額（注20）

金 円也（手数料額の通知があり次第，不足額を追加納付する。）

（注21） 法 務 春 子 職印 （注22）

（代理権限証書，固定資産評価証明書，現地案内図，手数料計算書，別紙図面，資料説明書は，いずれも省略。）